

平成27年12月10日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 渡辺一美

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 12月10日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査については、議会報告会の意見・要望等の取り扱いについて協議した。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画（案）について、第2次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」（案）について、第2次魚沼市スポーツ推進計画（案）について、第2次魚沼市生涯学習推進計画（案）について、魚沼市教育大綱について、井口小学校の校名アンケート集計結果及び年度途中の保育園入園希望者の状況について、執行部から報告を受け、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第99号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市児童館条例の一部改正について
- (2) 議案第100号 魚沼市立認定こども園条例の制定について
- (3) 議案第101号 魚沼市家庭的保育事業の実施に関する条例の制定について
- (4) 議案第107号 指定管理者の指定について（魚沼市小出ボランティアセンター）
- (5) 議案第108号 指定管理者の指定について（魚沼市堀之内老人憩の家）
- (6) 議案第109号 指定管理者の指定について（魚沼市小出老人福祉センター）
- (7) 議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）
- (8) 議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）
- (9) 議案第112号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）
- (10) 議案第113号 指定管理者の指定について（魚沼市守門デイサービスセンター、魚沼市守門高齢者居住施設及び魚沼市守門訪問介護事業所）
- (11) 議案第114号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬デイサービスセンター）
- (12) 議案第115号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑）
- (13) 議案第116号 指定管理者の指定について（わかあゆ社）

### 2 調査事件

- (14) 所管事務調査について
  - ・ 議会報告会における意見、要望等について
- (15) 閉会中の所管事務等の調査について
- (16) その他
  - ・ 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画（案）について
  - ・ 第2次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」（案）について
  - ・ 第2次魚沼市スポーツ推進計画（案）について
  - ・ 第2次魚沼市生涯学習推進計画（案）について

3 日 時 平成27年12月10日 午後1時30分

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、星野武男、高野甲子雄、  
本田 篤、（浅井守雄議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 小幡副市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、森山教育次長、  
大島介護福祉室長、吉田健康増進室長、星野生涯学習課長、高橋子ども課長、

磯部健康増進室副参事、関健康増進室係長

8 書 記 小幡議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (13 : 30)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議いただきます。

**(1) 議案第99号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市児童館条例の一部改正について**

渡辺委員長 日程第1、議案第99号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市児童館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 入広瀬こどもの家が8時半から6時まで今現在やっていて、それが5時までということとなりますが、今現在の利用はどんな状況になっているのか、時間帯がどうなのか、お聞かせください。

森山教育次長 入広瀬こどもの家は、現在の学童保育の実施場所となっておりますが、平成26年度は12人の申し込みがありました。ただ、実際は全員が毎日来るわけではありません。

佐藤(肇)委員 建物が入広瀬幼稚園ということなのですが、目的以外にこういう形で児童クラブとして使うことに問題がないのか。

森山教育次長 私どもも当初そういう心配もしました。県に確認をしたところ、大丈夫だというお話をいただいております。

佐藤(肇)委員 施設の内部の改修などは必要になるのでしょうか。

森山教育次長 大きな改築工事は考えておりません。夏場も使いますので、冷房設置などの設備的には若干の改修をさせていただきます。

佐藤(肇)委員 トイレはどうなりますか。

森山教育次長 トイレも改修します。

佐藤(肇)委員 先ほど大平委員からもありましたけど、朝8時半、夕方6時というのは、保護者の送迎の関係でこういう時間帯にしていたのではないかと想像しているんですけども、小出のほうに勤めに出ている方が仕事が終わって帰ってきて子どもを迎えに行くということになると、どうしても6時という時間が出てくるのかなと思いますが、そうしたところは確認しておりますか。

森山教育次長 合併前からこの時間でやっており、そのまま踏襲してきました。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第99号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第99号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市児童館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第100号 魚沼市立認定こども園条例の制定について

渡辺委員長　日程第2、議案第100号 魚沼市立認定こども園条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　今回この条例を制定するに当たって、守門保育園を削るということになっております。もう一つは、幼稚園が1つになってしまいますので、入広瀬幼稚園、定員105人のままで残す形になっております。ただ、定員105人という数字のことについてお伺いしますが、定員をこういう形で定めていれば常に何かあったときは105人まで対応できる体制をつくっておかなければならないというのが、この条例が根拠になってくるのではないかと思うんですが、定員の取り扱いというのはどのように捉えていますか。

森山教育次長　前にもこの委員会だったと思いますけれども、定員105人というのはお話があったところでございます。基本的な考え方は、105人をいつでも受け入れられるという人的配置まで含めてではないと思っております。施設的には105人の受け入れが可能で、申し込みがあれば人的対応を考えていかなければならない、そういった意味だと思っております。

佐藤(肇)委員　人的対応は、前もってわかりますのでその都度対応できるかと思うんですが、施設については、膨らませたり狭めたりということはできませんので、105人ということになれば105人の必要面積は確保しなければいけないということになっています。今回、この幼稚園を児童クラブで使うわけですから。当然、幼稚園としての専有面積がかわってくるのではないかと考えますが、いかがですか。

森山教育次長　来年度については、幼稚園は休園ということで運営をしませんので、今の園舎全てを使って学童保育と家庭的保育を行うことになります。

佐藤(肇)委員　そうしますと、幼稚園を休園にしてほかの用途で使ってしまうと、今度幼稚園としての復活が困難になるのではないですか。

森山教育次長　仮に幼稚園が再園ということになれば、再園する規模にもよりますが、同じ園舎でできないということになれば、入っているほかの施設をほかで運営するということも含めて考えていかなければならないというふうに考えています。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第100号を採

決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第100号 魚沼市立認定こども園条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### （3）議案第101号 魚沼市家庭的保育事業の実施に関する条例の制定について

渡辺委員長 日程第3、議案第101号 魚沼市家庭的保育事業の実施に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

高野委員 議会報告会の中で、家庭的保育事業でやっていくということであれば保育園としてできないかという意見がありました。法律や手続的なものも含めて可能性はないということなんでしょうか。

森山教育次長 今回、家庭的保育事業を始めることになったのは、今現在入広瀬幼稚園に通われている保護者の皆さんが、下の子が入ってこないで今いる子が大人になれないので、ある程度の規模のところに移りたいというお話でした。そういう中で、例えば保育園であっても下の子が入ってこなければ同じですので、そうすると上の3歳以上のお子さんは、保護者の方の意向で守門保育園に行くことになる。そうすると小さいお子さんは、幼稚園という形では見ることはできませんので、小さいお子さんだけは地元で見られるように何とかしたいということで今の事業が始まっております。そういった意味では、上のお子さんまで入広瀬に保育園をつくって見てほしいというお話ではなかったということが1つあります。法的にできる、できないという話になれば、それは新設保育園の設置ということですので、できないことはありません。

高野委員 説明を受けたけど、帰ってきて考えてみたら、未満児を預けるようになると、幼稚園ではそれができなかつたわけですけど、保育園という形でしてくれるということであれば、上の子は守門保育園に行こうと思っていたんだけど下の子と一緒に見られて助かるという意見が出ました。そういうこともあるので、考えられたら考えてもらいたいということもあるのですが、どうでしょうか。

森山教育次長 保護者の気持ちは、保育園、幼稚園というよりは、さっき言ったように規模といいますか、下の子が全くいないとか、そういう状態の話でしたので、議会報告会でそういった意見があったというお話ですが、一部の方でそういったお話をされた方がいらっしやつかもかもしれませんが、私どもには届いていない話です。

高野委員 そういう意見があったということで検討できるのであれば検討していただきたいと思っていますので、あえて発言させてもらったのですが、その辺はどうでしょうか。

森山教育次長 現時点で子どもの人数を考えたときに、やはり保育園としての機能は、私はないと思っています。ですので、ただ単に入広瀬に保育園を設置するということは、今現在は考えておりません。

渡辺委員長 委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長 引き続き質疑を行います。

渡辺委員 関連なんですけれども、先ほどすもんこども園と家庭的保育の入広瀬保育室にな

るわけですが、こども園のほうに通われる方については、今までは送迎を保護者がしていたと思うんですが、今度は市としては例えば今の幼稚園の場所に送迎のバスが来ることになって、そこから送迎するという形を取るのでしょうか。

森山教育次長　入広瀬からバスで送迎することを考えています。

渡辺委員　そうなりますと、例えば延長保育等はこども園のほうでしていただく場合があるとするならば、それは保護者が送り迎えをすることになりますか。

森山教育次長　そのとおりになります。ほかの園と同じ対応をさせていただきたいと思っております。

渡辺委員　例えば、入広瀬から送迎バスが出るのであれば、入広瀬保育室のほうで早い時間と遅い時間に預かっていただくということができれば、お母さん方も便利みたいなことはないのでしょうか。

森山教育次長　未満児の話ですか。3歳以上児ですか。

渡辺委員長　3歳以上児です。

森山教育次長　委員がよくご存じのとおり、家庭的保育事業では6カ月以上3歳未満児が対象ですので、例えば家庭的保育事業に通っていて、きょうだい3歳以上なんだけれども見るということにはできることになっておりますけれども、今の話は全くそれとは違いますので難しいと思います。

高野副委員長　委員長を交代します。

渡辺委員長　引き続き質疑を行います。ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第101号 魚沼市家庭的保育事業の実施に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (4) 議案第107号 指定管理者の指定について(魚沼市小出ボランティアセンター)

渡辺委員長　日程第4、議案第107号 指定管理者の指定について(魚沼市小出ボランティアセンター)を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　指定管理を受けようとする方々それぞれ候補者の選定ということで評価をされております。この議案1つということではなくて全体に言えることですので、そのように聞いていただければと思うんですが、今回はそれぞれ指定を受けようとする事業者が1社といますか1件しかないということで、1社について評価されているということになります。競争がない中でこういった形の評価、これは非常に客観的に数字を出されているんじゃないかと思いますが、平均点が60点以上でなければ受けさせられないといった規定などはありますか。

小幡副市長　審査会の委員長をしておりますので私のほうから答弁させていただきますが、基本的にはそういった基準は設けておりません。委員の合意に基づいて決定するというこ

とでございます。

佐藤(肇)委員　　そうしますと、このことについては評価が低いんだけどほかにかわる人がいないから仕方なくお願いするという、そういった事例も出てくるように思われますが、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

小幡副市長　　指定管理者の公募という点についていえば、1社のみというのは問題があるのかもしれませんが。それは別としまして、これは1つしかないから認定しようという意思是、全く働いておりません。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第107号 指定管理者の指定について(魚沼市小出ボランティアセンター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市堀之内老人憩の家)**

渡辺委員長　　日程第5、議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市堀之内老人憩の家)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　　指定管理5年延長ということで今回それぞれの団体が決まることになるんだろうと思いますが、指定管理を更新するに当たり、新たに管理者に要望といいますか、改善とか求める部分が出てきているのではないかと思います。そういったことは指定管理の更新の時点でしていますか。

小幡副市長　　全体的に言わせていただきますと、施設ごとに委員からさまざまな意見が出ます。改善だとか指摘をされた部分については、管理者にお知らせする形を取っています。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第108号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第108号 指定管理者の指定について(魚沼市堀之内老人憩の家)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)**

渡辺委員長　　日程第6、議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めま

す。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第109号 指定管理者の指定について（魚沼市小出老人福祉センター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（7）議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）**

渡辺委員長 日程第7、議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（8）議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）**

渡辺委員長 日程第8、議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（9）議案第112号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）**

渡辺委員長 日程第9、議案第112号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第112号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。



**(10) 議案第113号 指定管理者の指定について（魚沼市守門デイサービスセンター、魚沼市守門高齢者居住施設及び魚沼市守門訪問介護事業所）**

渡辺委員長 日程第10、議案第113号 指定管理者の指定について（魚沼市守門デイサービスセンター、魚沼市守門高齢者居住施設及び魚沼市守門訪問介護事業所）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第113号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第113号 指定管理者の指定について（魚沼市守門デイサービスセンター、魚沼市守門高齢者居住施設及び魚沼市守門訪問介護事業所）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

**(11) 議案第114号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬デイサービスセンター）**

渡辺委員長 日程第11、議案第114号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬デイサービスセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第114号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第114号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬デイサービスセンター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

**(12) 議案第115号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑）**

渡辺委員長 日程第12、議案第115号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第115号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第115号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホームあぶるま苑）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(13) 議案第116号 指定管理者の指定について（わかあゆ社）**

渡辺委員長 日程第13、議案第116号 指定管理者の指定について（わかあゆ社）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡副市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 先般、視察させていただいたときに、運営をされております社会福祉法人が統合されるというようなお話をされておりました。そうなったときに名前等も当然かわってくることも考えられるんですが、この指定管理はその時点でやり直す形になるのでしょうか。

青木福祉課長 新しい法人に権利譲渡という形になろうかと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第116号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第116号 指定管理者の指定について（わかあゆ社）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(14) 所管事務調査について**

#### **・議会報告会における意見、要望等について**

渡辺委員長 日程第14、所管事務調査についてを議題とします。先般の議会報告会における意見・要望等について検討します。11月26日の議会報告会実行委員会での取りまとめにより、議長へ報告がなされた福祉文教委員会の所管となったものの意見・要望について、今後の取り扱い等について協議します。しばらくの間、休憩とし、自由討議により検討を行います。

休 憩（14：07）

休憩中に要望等事項について自由討議

再 開（14：17）

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に協議いただきました。本委員会所管の5件については、全てA対応とし、今後調査することとします。

### **(15) 閉会中の所管事務等の調査について**

渡辺委員長 日程第15、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いま

す。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (16) その他

### ・魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(案)について

渡辺委員長 日程第16、その他を議題とします。執行部から資料が提出されております。最初に、魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(案)について、執行部の説明を求めます。

金澤健康課長 昨年度、5つの課に北部振興事務所、教育委員会を加えた推進チームの検討から、9月に関係団体にお集まりいただき検討委員会を組織して進めてまいりました。本計画について、11月25日に魚沼市食のまちづくり検討委員会の大平会長より市長あてに計画書の提出がありました。福祉文教委員会でも中間報告をしておりますが、今回完成版ということで担当室長から説明させていただきます。

吉田健康増進室長 (資料「魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(案)」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(敏)委員 非常にいろいろ多角的に出ているいいんですけども、目標値も出ていますが、例えばですが6次産業化をうたっていますが、具体的に何をどうするということが出ていないみたいですけども、いかがでしょうか。

関健康増進室係長 農業の6次産業化など検討を進めていくと書いておりますけれど、具体的にどうするかというところにつきましては、これからの検討課題になります。新年度からは推進する体制といたしまして、食まち魚沼ネットワーク推進協議会、まだ正式には決まっておりますけれども、関係する機関や団体の皆さんからお集まりいただいて検討を重ねていく考えです。

佐藤(敏)委員 ぜひ具体的にそういう形で、地産地消であれば何をどこでどんなふうにするのか、地産外消だったらどこに何をどのくらいという、やっぱり具体性がある初めて達成できると思います。そういう方向でしていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 今回この目標値を立ててこういう計画をつくられたという点で非常によろしいと思います。10年計画ということなんですが、中間検証はどこかに盛り込まれておりますか。

関健康増進室係長 10年計画ということで長期目標値を設定しておりますが、中間の5年の目標値ということで、平成32年度であります。この時点で目標の達成状況を検証いたしまして、計画や取り組みの見直しを行うことにしております。

佐藤(肇)委員 24ページに評価指標という形で数字的に出されております。ただ、少し目標が低いんじゃないかというふうに私は感じています。いろんなところで少しずつふやしていくようなことでいいんですけども、一番上の1日2食以上食事を取る人の割合目標は100%を目指していくべきではないかと私は思うんですが、この数字はどういう根拠で示されているのでしょうか。

関健康増進室係長 健康の保持・増進の、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回

以上取る人の割合ですけれども、これにつきましては100%に近づけることはもちろん目標としておりますし、中間時点の平成32年で83%、長期目標値で85%以上としておりますが、これを達成すればいいということではなく、100%に近づけるように取り組むという目標値です。実効性のある目標値の設定にさせていただいております。

大平委員 佐藤委員が言ったようにそれぞれの取り組みで地産地消であれば誰がどこでということで、全体として、例えば市が行うこと、市民が行うこと、関係団体が行うことと分けて、せつかくすばらしい計画になっているので、表記として非常にわかりやすい形で載せたほうがいいと思います。確かに目標値もあり、途中の検証もありますが、かかわりがあまり見えてこない。23ページに体制は書いてあるんですが、食事の面など食生活全般については市民の協力が欠かせないし、そういう取り組みに対する理解が得られないとなかなか進まないところが正直あると思うんです。実際にやる段階で働きかけはあるかもしれないんですが、載せたときにもっとわかるようにしたほうがいいと思います。そこら辺は、具体化を図るときにパンフレットなど別個に載せるなど、わかりやすい表記にするのか、どうでしょうか。

金澤健康課長 確かに議員おっしゃるとおりだと思います。先ほど申し上げた推進協議会、仮称ですけれども、そういったものをつくって、その中に専門の方で部会をつくっていただき、その中でどういうふうにつなげていくのがいいか、コーディネート、マッチングというところを検討していきたいと思っています。やはり食育とか健康ということになりますと、市民に啓発という部分で広報しようと思っておりますけれども、そのことについては、食まちのホームページを作成しておりますが、それを利用したり、エフエム魚沼を利用したりなど、啓発活動を積極的にやりたいと思っています。これからですけれども28年度予算には、食まちうおぬまをアピールするイベントを大規模にやりたいと考えています。なかなかマッチング、コーディネートという部分では、お金があまりかからない、マンパワーの部分がありますので、予算が少ないからといって動いていないということはないというふうにご理解いただきたいと思います。

大平委員 関係団体等で事業者の名前は書いてあるんですが、事業者の協力は欠かせないと思うんですが、コーディネートという話がありましたが、実際にそのような方が市内の一般的な業者の方たちの理解と協力ということで訴えていったりアピールしたりということを具体的にされるのでしょうか。

金澤健康課長 これからしていきたいと思っております。消費者、生産者、販売業者、加工業者ですとか、専門がありますので、専門の人たちは自分のところしかわからないので、その人たちが集まってコーディネートをしてマッチングをさせていく取り組みを28年度にやっていきたいと思っております。

渡辺委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14 : 34)

再 開 (14 : 44)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。

佐藤(肇)委員 23ページ、計画の推進体制というところで絵を書かれています、この中に市民という部分がないんじゃないか。各種団体のところにも、コミ協だとか自治会だとか、そういった名前も入ってきていいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

関健康増進室係長 市民の部分ですが、上段に地域での食育、家庭での食育として記載しています。家庭で取り組む食育を周りがサポートしていくという構成で推進していくというイメージ図であります。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、今後も引き続き調査していくこととし、本日は以上とします。

## ・第2次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」(案)について

渡辺委員長 次に、第2次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」(案)について、執行部の説明を求めます。

金澤健康課長 第1次の計画では、生活習慣病予防に重点を置いた取り組みを進めてまいりましたが、第2次の計画では、一步進めて29ページにわかりやすく記載しておりますが、健康寿命と平均寿命の差、いわゆる要介護期間をいかに縮めるかということ、そして最後まで自力で健康を保つにはということに重点を置いて、アンケート調査に基づいて分析、傾向を調べながら、目標、取り組み、評価指標を設定しております。今後、この計画を地域医療魚沼学校のナイトスクールや健康ポイント制度を活用しながら、市民への啓発に努め、市民が健やかで健康的な生活を送るための道しるべとなるよう進めたいと考えております。詳細については、吉田健康増進室長に説明させますので、よろしく願います。

吉田健康増進室長 (資料「第2次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」(案)」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(敏)委員 先ほどの29ページ、ここがポイントだと思うんですけども、平均寿命と健康寿命の差、男性が9.13年、女性が12.68年。寝たきりでなくてもそれに近い形が続くと医療費が当然ふえますので、何とでもこの期間を縮めることによって医療費が圧縮できる。自分のことなんですけれども、子どもにお父さんがわからなくなったら延命治療はするなとよくよく言っているんですけど、それを元気なうちにきちんと家族に申告して、そうすることによって圧縮できる可能性があると思うんです。延命治療をするなということではないんですけど、そういうことを周知することで効果がありますし、本人も決して幸せではないということも計画の中に入れられないか。それからもう一つは、私は一般質問でもしたんですけども、仕事がないことが一番よくない。だから、少しでもいいから年を取っても昔取ったきねづかで地域貢献できるような仕組みをつくり、いつまでも元気で、最後はピンピンコロリということで、寝ている期間をどう縮めるかということが一番ポイントだと思いますので、特に延命治療の問題は書いてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

金澤健康課長 延命治療というところまでは、この計画に記載はできないと思っております。年代ごとの取り組みについては、計画に載せてありますので、年を取っても要介護の期間が延びないような取り組みを市民に啓発することによって十分浸透していくのではない

かと期待しております。

本田委員 佐藤敏雄委員の意見と全く同じで、私も賛成です。1つは、ここでは健康寿命の延伸をどうするか、やはり数値目標でもいいですので考えていただきたい。それと、PPK88、ピンピンコロリ88という話をよく市立小出病院の布施院長がおっしゃいますけれども、人生のついのあり方というのは、これからの時代は市の施策に盛り込んでいい時代だと思うんです。そういった意味で、死に際の考え方というのはあっていいと思うんです。意見です。

佐藤(肇)委員 今回いろいろアンケート等で調査されて、魚沼市の特徴的な部分が出ていないかと評価させていただいたんですが、以前新潟大学のコホート研究ということで市内2地点と都会との比較みたいな形で、高齢者に直接面接して実施されておりました。かなり魚沼市としての特徴が出てきているという報告をいただいて、なるほどということで説明を聞いたことがあるんですが、そういった資料もいただいて魚沼市の特徴といいますか、高齢者がどういう生活環境にあるかということを際立たせるような取り扱いをされてもいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

金澤健康課長 昨年は羽川谷で、ことしは入広瀬でやっていますが、そういった資料も参考にしながら若干加えさせていただいておりますし、資料が手元にないので申し上げられませんが、十分参考にした計画だと思います。

星野委員 29ページに出ております健康寿命ですが、魚沼市の数字はないのですか。

吉田健康増進室長 本来であれば国と市の対比を載せたかったところなんですけれども、市のデータがございません。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

## ・第2次魚沼市スポーツ推進計画(案)について

渡辺委員長 次に、第2次魚沼市スポーツ推進計画(案)について、執行部の説明を求めます。

森山教育次長 現計画が平成27年度で終了となるため、今後10年を見据えた第2次の計画の策定が必要となります。平成27年4月15日に教育委員会から魚沼市スポーツ推進審議会に計画策定の諮問を行いました。平成27年10月23日に魚沼市スポーツ推進審議会から答申を受けまして、11月2日の庁議に諮り、11月17日の教育委員会で案の承認を得ました。今回、当委員会に報告させていただくものであります。詳細については、担当課長に説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

星野生涯学習課長 (資料「第2次魚沼市スポーツ推進計画(案)により説明」)

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 スポーツ推進計画の最大の目的、健康増進と生涯スポーツの推進ということ、それから、子どものスポーツと体力向上など、いろいろ上がっているんですが、健康を維持するためのスポーツということを主力に上げるのか、または楽しむスポーツを主力に上げるのかといったすみ分けは、この計画の中に載るのかどうかお伺いします。

森山教育次長 計画の中では当然両方を推進していくことになります。競技スポーツを一生懸命やっている方もいらっしゃいますので、その方については、この計画の中で推進して

いく。生涯学習ということで健康維持のためにスポーツをやる方についても、同じく方針を定めさせていただいているということでございます。

大平委員　今の考え方であると、マンパワーが非常に重要だと思うんですけれども、一方ではハードの部分、スポーツ環境をどう整えるかということも重要だと思います。それは、この計画ではなくて別に進めていくことになると思いますが、審議会である程度年数を経てチェックするときに、ハードの部分について意見を市に述べる場面は想定されていますか。それとも、そうではなくて計画に基づいてやるというだけの話でしょうか。

星野生涯学習課長　ハードの部分につきましては、毎年体育協会からいろいろな要望が上がってきておりました。市として回答を行っております。また、大規模な陸上競技場や野球場というような施設につきましては、南魚沼市、湯沢町と今後連携した中で広域利用を行っていきたいと考えております。

本田委員　マイナースポーツの支援については、盛り込んでありますか。例えばスケートボードやモトクロスバイクなど、世界的な選手もこの近辺にいると聞いたことがあります。その辺の振興も盛り込んだほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

星野生涯学習課長　マイナースポーツということですが、体育協会に加盟されている方については、ご意見を伺っております。そのほかに若い方でスケートボードをやっている方とか、モトクロスバイクについては観光面で注目されている部分があります。スケートボード等については、遊休のテニスコートがあり有効に利用していただいております。できるだけ要望や相談があれば応えていきたいと考えております。

渡辺委員長　委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　成人の週1回以上の運動実施の調査結果が、魚沼市は全国、新潟県に比べて非常に低いとなっておりますが、調査の方法でそうなっているのか、同じ取り方をした場合にこの数字だったのかということところが少し不思議な感があるので、同じアンケートとしての調査結果になるのでしょうか。

星野生涯学習課長　アンケートにつきましては、12ページにありますが、魚沼健康と食に関するアンケート調査で、1日30分以上運動を行っていますかという項目で集計しております。前回21年に実施した調査に比べますと9ポイント以上向上したということでもあります。ただ、全国や県に比べると低いということですので、こちらについては体育協会それからNPO法人等とも連携して、より運動の機会の提供する中で引き上げていきたいと考えております。調査方法につきましては、同様な方法で集計してあるということです。

渡辺委員　1日30分以上、週2回以上、1年以上継続というアンケートについては、全国的に同じアンケートの結果であると解しますが、例えば福祉のほうでも高齢者に週1回程度の運動をしていると思いますが、そういったものも全てこの集計の中には入っているのでしょうか。きちんとしたスポーツとして捉えているので回答しなくてこの数字になるのか、それとも健康寿命を延ばすためのウエイトトレーニングみたいなものもスポーツとして捉えて回答していいのか、そのあたりはどのようになっていますか。

星野生涯学習課長　運動というのは、散歩も運動に入りますし、今ほど委員がおっしゃった筋力トレーニングも運動という形になっております。捉え方が難しい部分があるかとは思いますが、そういったことも運動として捉えてのアンケート結果だと思います。

渡辺委員 アンケートをとるときに、そういったひと工夫を添えてあれば、結果がもう少し上がってきたのかなということもわかりませんが、少し気を使っていただきながら数値を上げていただけるように努力していただけたらと思います。意見です。

高野副委員長 委員長を交代します。

渡辺委員長 引き続き質疑を行います。ほかにありませんか。

佐藤(肇)委員 健康増進の部分、楽しむスポーツ、競技スポーツも含めて、指導者といいますが、コーディネートする人材確保が一番鍵になってくるのかと思うんですが、この計画の中では具体的などころがあまり触れられていないんですが、市はどのように関与していくのか。いろいろな団体と協働してという書き方になっていますが、目標値の設定をして指導者の確保、育成に努めるようなことで表記されてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

星野生涯学習課長 指導者が重要な部分でありまして、スポーツ少年団もたくさんあります。体育協会等と連携し、指導者育成の勉強会も開催しており、そういった中で指導者の数の維持、増加をしていきたいと考えております。

佐藤(肇)委員 目標値の設定は、いかがでしょうか。

星野生涯学習課長 この計画の中では目標値の設定はしておりませんが、総合計画の実施計画においてスポーツ指導者の確保ということで数値を設定しております。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

## ・第2次魚沼市生涯学習推進計画(案)について

渡辺委員長 次に、第2次魚沼市生涯学習推進計画(案)について、執行部の説明を求めます。

森山教育次長 これも、現計画が平成27年度で終了するため、今後10年を見据えた第2次の計画策定が必要になります。平成27年4月15日に教育委員会から魚沼市生涯学習推進会議に計画策定の諮問を行いました。平成27年10月26日に魚沼市生涯学習推進会議から答申をいただきました。12月2日の生涯学習推進本部会議に諮った上で、17日の教育委員会で案の承認を得ましたので、当委員会に報告させていただくものであります。詳細については、生涯学習課長に説明させます。

星野生涯学習課長 (資料「第2次魚沼市生涯学習推進計画(案)」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。

本田委員 親の教育をぜひ盛り込んでください。

星野生涯学習課長 家庭教育という部分でも親が一番重要な役割を担っていますので、配慮させていただきたいと思います。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

## ・魚沼市教育大綱について

渡辺委員長 次に、魚沼市教育大綱について、執行部の説明を求めます。

森山教育次長 魚沼市教育大綱の策定について、報告させていただきます。平成26年6月に



行われた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会組織の見直しとあわせて地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化等が行われ、本市においても関係条例の改正を行ったところでございます。この改正により、地方公共団体の長にあっては、新たに設置した長と教育委員会により組織する総合教育会議での協議を経て教育大綱を定めることとしております。この度、今年度3回の総合教育会議を経まして、本市の子育て、教育施策の根幹であります魚沼市子育てビジョンを魚沼市教育大綱として位置づけ制定することとしましたので、ご報告させていただきます。子育てビジョンにつきましては、お手元に配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

本田委員　ビジョンについてお伺いしますが、どういう手順でつくったのかお聞きしたいのですが。例えばキーワード4つありますが、そういう話し合いの経過の中で絞り込んだのか、手順的な話をお聞かせいただきたいと思います。

森山教育次長　まず最初に、このビジョンにつきましては、平成24年12月に福祉環境委員会において議論していただいております。具体的に事務的にどう進めたかということですが、各層の代表の方からお集まりいただいて検討を進め、それぞれの分野といいますか、例えば幼児期であると保育園関係の方、学齢期であると学校の関係の方の意見を中心にまとめさせていただいたということでもあります。

佐藤(肇)委員　市の教育ビジョンの中で3つの年齢に分けて、最後は青年前期ということで18歳までをまとめています。ここになりますと、なかなか市のほうでのかわりが薄くなっているわけなんです、その辺の仕組みづくりを考えているのかどうかお伺いします。

森山教育次長　ご指摘のように、義務教育までですと市の教育委員会で管轄していますので、小学校、中学校は大丈夫なんですけれども、高等学校だと県の管轄ということで、それに加えて市内の高校であっても市内の子どもだけではなくて市外の子も来ていますので、その辺が今までも課題でございましたし、今もこれといった特効薬があるわけではありません。ただ、市内に学校があり、子どもたちがいるわけですので、そういった面では言われるようなことを検討していかなければならないと思っています。

佐藤(肇)委員　具体的なこととなれば協議会みたいなものをつくって定期的に意見交換していくとか、情報交換するというのがまず第一かなと思うわけなんです、高校に限ったわけではなく、これらの年齢の人たちを市が企画するようないろんなところ集めるようなことで、なかなか忙しい人たちですからすぐにということにはならないかと思いますが、社会人としての教育みたいのところになると、やはり地域や行政がかかわってやっっていかなければならない部分かと思っておりますので、そういったところについて少し力を入れて計画に盛り込んでいただければと考えます。意見です。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

## ・その他

渡辺委員長　ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長　お手元に、新井口小学校の校名アンケートの結果についてという資料をお配りしております。新井口小学校の校名については、9月16日の委員会で、それまでの経過

と今後の進め方についてお話をさせていただきました。その後、教育委員会でもう少し広く市民の皆さんから意見を聞く方法を検討し、結果として湯之谷地域の全戸を対象としたアンケート調査を実施することになりました。その結果が、きょうお配りさせていただいた資料になります。(資料「新井口小学校の校名アンケートの結果について(お知らせ)」により説明) 今後は、このアンケート結果を参考にしながら教育委員会で検討させていただくこととなります。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　校名は2択でなされたのでしょうか。自由な投票もあったのでしょうか。

森山教育次長　9月16日の委員会でもお話ししたように、新井口小学校のことを検討していただく委員会では井口小学校という名前、湯之谷地域の連合嘱託員会議では湯之谷小学校という名前の2つが出されていますので、その2つの中から選択していただくという方法によりました。

星野委員　このアンケートの結果をもとに今後決定するということですがけれども、決定までの今後のスケジュールと、いつ決定されるのかお伺いします。

森山教育次長　12月の定例教育委員会に議題として提案しますので、そこで決まれば12月ということになりますし、継続審査になれば1月、2月とずれ込む可能性もあります。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。ほかにありませんか。

森山教育次長　先般9月16日の委員会で、年度途中で未満児で公立保育園に申し込んで断った件数は何件あるかというご質問がありましたことについてお答えします。これから申し上げる数字につきましては、園長の記憶でございますので、はっきり確定した数字ではございませんのでよろしくお願いいたします。26年度で各園トータルして12名ということでした。

渡辺委員長　これから質疑を行います。(なし) 委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　今回、家庭的保育事業の条例が出されました。家庭的保育事業を本市が直接運営する形になります。年度途中の申し込みの数を見ますと、広義に考えたら必ずしも本市において待機児童がないというふうには言えないのかなと思っております。そういった中で、子ども・子育て支援事業計画の中では、28年度より地域型保育の数値は20とうたわれておりますので、もしも私立の方々が自分たちのところで地域型保育ですとか3つの体系がありますけれども、それをしたいと言ったときの準備というのでしょうか、そういったものについては、どのようにしていますか。

森山教育次長　前段で待機児童というような言葉が使われたと思いますが、公立の中ではお断りをしましたが、結果として全てがどうかわかりませんが私立の保育園を紹介させていただき、そちらのほうへ入所された方もかなりいらっしゃいます。全体の数字の中では待機児童は魚沼市では発生していないという形でございます。地域型保育をこれから広げるという話につきましては、ご承知のように制度がかわったのがこの27年からでございますので、なかなか関係団体等に周知が全部行き届いているとは思っておりません。ですので、今後は関係団体の皆さんに周知をきちんと図っていきたいと思います。

渡辺委員　周知とともに手を挙げていただいて申請をしていただくときには、申請のための要綱もつくっていかねばいけないと思っております。そして、関係団体の方々への周

知もあるんですけども、こういった制度ができるようになったんだということを受け手の側、お母さん方ですとか、これから子供を産みたいような方も知っていかないと、なかなか広がっていかないと考えておりますので、そのあたりの対策等を今後立てていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

森山教育次長 要綱については、遅くなって申し訳ありませんが、現在策定中ですのでもうしばらくお待ちいただきたいと思います。言われるように受け手側への周知も大変大事だと思います。ただ、全市民を対象にした広報紙ということであればある程度簡単に出来るのですが、それが有効かという点、それだけではなかなか有効とは言えませんので、方法については検討させていただきたいと思います。

高野副委員長 委員長を交代します。

渡辺委員長 引き続き質疑を行います。ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (15 : 43)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 49)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに委員の皆さんからありませんか。

本田委員 閉会中の所管事務調査ですが、きょう出された計画案について、パブリックコメントも出てくると思いますので、改めて調査できればと思っていますのでお願いします。

渡辺委員長 意見として聞かせていただきます。ほかにありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思えます。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (15 : 50)